

2018.10.01

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 7 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレートガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 7～8 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<BCP>

○町田市が認可保育所・幼稚園等災害対応ガイドラインを策定

（参考情報：2018 年 7 月 25 日付 同市 HP）

町田市は 7 月 25 日、認可保育所をはじめとした保育施設の他、幼稚園も対象とした災害対応ガイドラインを策定したことを発表した。

本ガイドラインは、地震や水害などの発生時に子どもの安全を確保するため、マニュアル策定のポイントや災害発生前後に必要な対応をまとめたものであり、子供ならではの特性、子供を取り扱う施設の特性を踏まえた内容となっている。たとえば、災害を想定した日頃の備えとして、非常用の持出袋には哺乳瓶や紙オムツ、アレルギーに対応した食品等を、備蓄品には子どもの不安を取り除くために絵本やドロップ等を用意すべき、といったヒントや、園内の安全環境を確認するためのチェックリストや職員の災害時の役割分担表等も例示している。

また、災害発生時に適切かつ迅速に対応するために、園児や職員の安全確保、園外避難の判断に必要な被害の情報収集といった初動対応の流れと優先順位を事前に決めておくことを促している。

本ガイドラインは、災害発生から子どもの引き渡しまでを対象としているが、同市では今後、それ以降の対応についても検討し、ガイドラインに反映させる方針である。今回の策定にあたっては、包括連携に関する協定を締結した三井住友海上火災保険の協力を得ており、今後も連携して本ガイドラインを活用した研修や訓練等を実施する予定である。

<環境>

○すかいらーくがグループ全体でプラスチックストローを廃止へ

（参考情報：2018 年 8 月 17 日付 同社 HP）

すかいらーくホールディングスは 8 月 17 日、海洋汚染防止に対応するため、海外店舗を含むすかいらーくグループの全業態において、2020 年までに使い捨てプラスチック製ストローの使用を原則廃止することを決定した。

まずは第 1 弾として、全国で約 1,370 店を展開するレストラン「ガスト」で、ドリンクバーに常備しているプラスチック製ストローの使用を 2018 年 12 月までに廃止する。さらに、2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックまでに、全業態での使用を順次廃止して行く予定とのことである。なお同社では、子供や障害を抱える人々など、要望や必要性に応じてストローを提供するとしてうえて、自然分解するプラスチックの素材や食材を使用した代替ストローなどの導入を検討していく方針を示している。

海洋プラスチックに対する国際的な関心度はますます高まっている。今年 6 月カナダで開催された G7 シャルルボワ・サミットでは、海洋プラスチック問題への対応を世界各国に促す「健康な海洋、海、レジリエントな沿岸地域社会のためのシャルルボワ・ブループリント」が採択された。さらに、英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの 5 カ国と EU は、自国でのプラスチック規制強化を進める「海洋プラスチック憲章」に署名した。

このような中、既に米マクドナルドは 2019 年までに英国とアイルランドの店舗でストローをプラスチック製から紙製に切り替えることを今年 6 月に宣言し、2025 年までに全世界に展開することを目指している。また米スターバックスも 2020 年までに全世界の店舗でプラスチック製ストローを廃止すると 7 月に発表した。海外大手企業に続くすかいらーくの今回の宣言は日本企業としては先進的な動きである。

<事業継続>

○大阪府が大地震の発生時間帯に応じた企業の対応指針案を公表

(参考情報：2018 年 8 月 31 日付 同府 HP)

大阪府は 8 月 31 日、今年 9 月中に「事業所における『一時帰宅の抑制』対策ガイドライン」*を改正し、通勤時間帯など発災時間に応じて企業がとるべき対応の基本ルールを盛り込む計画を明らかにした。

改正ガイドラインでは朝・夕の通勤時間帯に発災した場合は、原則的に自宅や職場での待機を指示することを求めている。交通機関が運行停止になった場合の混乱を防ぐことが主な目的。6 月に発生した大阪府北部地震が、上記ガイドラインで想定していなかった通勤時間帯に発生し、多くの帰宅困難者で混乱したことを受けて、7 月の「南海トラフ地震対応強化策検討委員会」**で対応案を示していた。

現在公表されている基本ルール案は以下のとおり。同ルールに加えて、帰宅時間帯より前に発災し、被害が広域に及ぶ場合は、周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況等を把握するとともに、従業員に施設内待機の指示の継続を求めることも含んでいる。

通勤時間帯【新設】	就業時間帯	帰宅時間帯【新設】
<ul style="list-style-type: none"> ・原則、従業員は自宅待機または自宅に戻す。 ・ただし、通勤中で事業所に近い場合は、職場などで安全確保する。 ・災害対策や業務継続を行う上で、必要不可欠な人員は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に施設内待機を指示。 ・外出中の従業員は周辺の安全な場所で待機する。 ・来所者を施設内の待機スペースに誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、従業員は事業所待機または事業所に戻す。 ・ただし、帰宅途中で自宅に近い場合は、自宅などで安全確保する。

※津波の避難指示等の発令時、津波浸水想定区域の事業所等は、浸水想定区域外への避難を優先
(出典：同府南海トラフ地震対応強化策検討委員会 HP 掲載資料「資料 2-2 出勤及び帰宅困難者への対応」より抜粋)

このほか、行政の情報発信のあり方も見直し、災害時の迅速な発信のための定型文例作成や、鉄道事業者等からの情報を集約しホームページや SNS などを活用した情報発信を実施することを志向し、そのための要員を府災害対策本部に配置することを検討している。

- * 事業所における『一時帰宅の抑制』対策ガイドライン
大規模地震発生時に帰宅困難となる従業員等の安全確保を図るとともに一斉帰宅による街中の混乱を回避するため、事業所が策定する実行計画（施設内待機にかかる計画）の参考となる手順等を示したもの。
2015年3月に策定。参照：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/kitakukonnan3/issei-gaidorain.html>

- ** 南海トラフ地震対応強化策検討委員会
2018年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震における対応を踏まえ、南海トラフ地震に備えて、さらに強化すべき事項を検討し、対策の推進に活かすことを目的に、2018年7月11日に大阪府防災会議に設置。

海外トピックス：2018年6～8月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<環境>

○CalPERSが森林破壊に関する投資方針を策定

(参考情報：2018年6月18日施行 同社 Total Fund Investment Policy)

カリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS) *が6月18日に施行した「全ファンド投資方針」の中で、州の年金基金としては初めて森林破壊が掲げられた。

新たな同方針では、企業が環境に与える影響として「排出、汚染、廃棄、生物多様性の損失、森林破壊等の生態系の劣化」が挙げられ、企業はこれらの課題に関連するリスク・機会を認識し管理すべきとされている。この方針のもと、同基金の全投資先企業の森林破壊リスク評価を実施する。

同基金の主なアプローチはエンゲージメント（経営者との対話）であり、森林破壊リスクの高い企業に対しては中長期的な企業価値の向上を目的とした対話により改善を求めていくが、エンゲージメントを経ても森林破壊問題の解決への貢献が期待されない場合は投資が引き上げられることとなる。

2017年12月にCDPおよびGlobal Canopy Programme**が発表した「金融機関向けガイダンス：ソフトコモディティ企業に対する戦略」など、この一年間で森林破壊リスクに関する投資家向けガイダンスやリスク評価ツールが相次いで発表されており、投資家の関心は高まっている。CalPERSの新たな投資方針はこのような背景を象徴する動きといえる。

* カリフォルニア州職員退職年金基金 (CalPERS)

カリフォルニア州の職員等が加入する年金基金。2018年7月時点で運用資産は3568億ドル(約39兆円)とアメリカ最大の公的年金基金である。ESG投資を近年積極的に行っていることでも知られている。

** Global Canopy Programme

森林保護に取り組むイギリスのシンクタンク。

<SDGs>

○米ジョンソン・エンド・ジョンソンがNGOから男女平等の先進企業の認定を受ける

(参考情報：2018年8月22日付 同社HP)

米医薬品大手ジョンソン・エンド・ジョンソンは8月22日、男女の格差解消を目的に活動する国際NGOのGender Fair*より、男女平等を実現するための高水準の取り組みを行う企業として「Gender Fair」の認定を受けたと発表した。

現在、フォーチュン500にランクインする企業のうち、この認定を受けているのは16%のみ。その中でも、同社は上位7%に入り、また食品・医薬業界では最上位の評価を受けた。認定企業には、同社のほか、米JPモルガン・チェース、米マイクロソフト、米プロクター・アンド・ギャンブル(P&G)などがある。

本認定に際しては、リーダーシップ、雇用政策、広告活動、CSR活動の4分野について、国連の「女性のエンパワーメント原則」(Women's Empowerment Principles)**に基づく独自の指標での評価がなされる。

主な評価項目は以下の通り。

分野	主な評価項目
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> ・女性のためのリーダーシッププログラムがある。 ・会社役員に占める女性の割合が、現在のベンチマーク（例：フォーチュン 500 企業の平均 14%）を上回っている。
雇用政策	<ul style="list-style-type: none"> ・産休は、最低 10 週間またはそれ以上設けている。 ・父母がともに取得できる育児休暇は、最低 2 週間またはそれ以上設けられている。 ・女性従業員向けの施策（例：職場の託児所や授乳室の設置）を講じている。
広告活動	<p>企業広告でジェンダーに関連した不適切な表現がなされていない。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女それぞれの性的役割に固定化されたイメージが広告の大半を占めている。 ・通常はまず起こらないシーンの服装を着ている（例：ビーチやプール以外で女性が水着姿でいる、食品店で男性が水着姿でいるなど） ・男女のいずれもが暴力の被害者のイメージになっていない。
CSR 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・特に女性に焦点を当てた CSR プログラムがある（当該プログラムは 1 度限りか、それとも長期的なプログラムか） ・乳がんの予防・早期発見以外に、女性向けの取り組みを実践している。 ・国内でまたは国際的に女性向けの CSR 活動や慈善事業を行っている。

（GENDER FAIR HP の情報を基に MS & AD インターリスク総研作成）

* Gender Fair

2014 年創立。ニューヨークに拠点を持つ。同団体より A ランクの評価を受けた企業は、Gender Fair™ マークの使用が許容される。

** 女性のエンパワーメント原則（Women's Empowerment Principles）

2010 年 3 月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト（GC）と国連婦人開発基金（UNIFEM）（現 UN Women）が共同で作成した 7 原則。企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進を目指して、女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されている。

<労働慣行>

○マイクロソフト、全米のサプライヤーに対し有給育児休暇制度の整備を義務化

（参考情報：2018 年 8 月 30 日付 同社 HP）

マイクロソフトは 8 月 30 日、米国内のサプライヤーに対し、有給育児休暇制度の整備を義務化すると発表した。同社のサプライヤーは、今後 1 年以内に、子供を持つ従業員に対して 12 週間以上（週あたり最大 1,000 ドルの給付）の有給育児休暇制度を整備することが求められる。

有給育児休暇の付与は、従業員の離職率の低下や士気の高まり、生産性の向上などのメリットがある一方で、米国の民間企業の労働者の 13%しか取得していない現状にある。同社はサプライヤーに依存する業務が多く、サプライヤーの就労環境整備が自社事業の発展に不可欠との考えから、今回の措置を講じたもの。2017 年の有給育児休暇付与に関するワシントン州法改正が契機であるが、同州だけでなく全米のサプライヤーに対応を求める。

同社は、3年前にもサプライヤーに対して有給休暇制度の整備を義務化しており、段階的に就労環境整備を行っている。有給育児休暇付与によるコストアップ等の影響を踏まえ、サプライヤーと協議しながら導入を進めていくとしている。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

当社は大規模地震の発生を前提とした事業継続計画（BCP）を整備しています。水害等、その他の自然災害や事故が発生した場合の対応についても整理する必要性を感じていますが、地震以外のリスク事象に対しても、地震 BCP を活用して対応できるのでしょうか？ BCP について拡充すべき内容があれば教えてください。

Answer

昨今、大規模水害による設備・ライフライン被害の発生、大雪による物流途絶など、様々なリスク事象によって企業の事業中断を引き起こされる事例が多く見られます。しかし、多くの企業では BCP の策定は大規模地震や新型インフルエンザのパンデミック等を前提としたものにとどまっており、その他の自然災害や事故に対する対策を十分に検討できている企業は多いとは言えません。

一方、既存の地震 BCP を活用して、その他の自然災害等のリスク事象に対応することは有効であるといえます。しかし、緊急時対応の中にはリスク事象の特性に合わせた整理が必要な部分もあります。そこで本稿では、地震 BCP を策定している企業が、水害等、他のリスク事象発生時の対応を整理、文書化する際のポイントについて解説します。

なお、地震や水害などのリスク事象が発生した際の対応は、身体安全確保や被害拡大防止などを目的とした初動対応と、重要業務の継続・復旧を目的とした事業継続対応に大別されます。本稿では、BCP が初動対応、事業継続対応の両方を含むものとして解説します。

1. 被害想定の確認

まず、対象とするリスク事象について、被害想定を確認します。自然災害等のリスク事象であれば、自治体が公表しているハザードマップ等を活用し、自社拠点所在地の被害・範囲の大きさを確認することができます。また、それ以外のリスク事象についても、リスクシナリオを検討することが有効です。リスクシナリオの検討の際のポイントは以下のとおりです。

- ・リスク事象の発生は予見可能か
- ・リスク事象の発生は瞬間的か、長期間にわたるか
- ・自社に物的被害／人的被害は発生するか
- ・ライフラインは被害を受けるか

2. 初動対応

①緊急時対応体制の検討

次に、緊急時対応体制について検討します。緊急対策本部に求められる役割は、リスク事象の種類によらず共通する部分が多いため、地震 BCP で規定している体制をそのまま採用することも可能です。ただし、新型インフルエンザのパンデミックなど、物的被害が生じにくいリスク事象の場合、施設被害確認等の役割が不要、あるいは縮小可能となるため、場合によっては組織体制の一部変更、あるいは役割の見直しなどを行うことで、より特定のリスク事象に沿った体制とすることができます。

また、緊急対策本部の設置基準や設置場所についても、自社、ライフライン等への被害発生の可能性等に応じて見直しを行います。

②具体的な実施事項の検討

人命安全確保や被害拡大防止のために、リスク事象発生にあたって実施すべき事項を整理し、手順を文書化します。初動対応における実施事項については、発災後迅速に対応できるよう、具体的な手順を検討する必要があるため、リスク事象ごとに内容を検討します。初動対応における実施事項について、地震と他のリスク事象で差が生じやすい部分は、以下のとおりです。

- ・事前の被害低減のための活動（リスク事象の発生が予見可能な場合）
（例：台風が接近し、水害発生が予見されるため、土のう、止水板等を準備する）
- ・情報収集の項目、収集先
- ・避難判断基準、避難経路
- ・帰宅判断基準

3. 事業継続対応

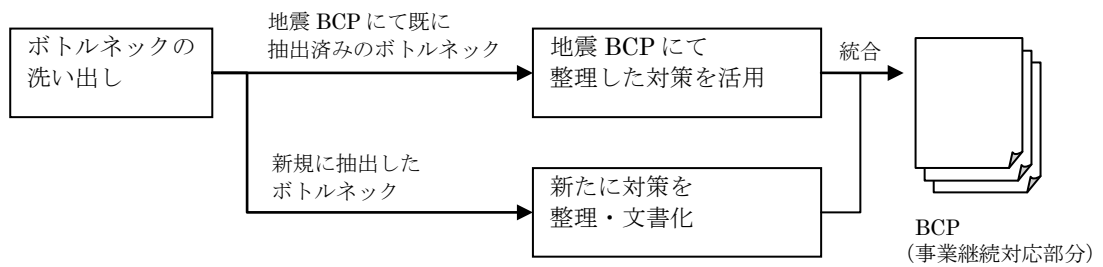
事業継続対応については、リスク事象発生によって停止する機能、不足する経営資源といったボトルネックに着目することで、リスク事象の種類によらず対応を整理することが可能です。

一般に、地震 BCP を策定する過程においても、停電が発生した場合の対応、対応要員が足りない場合の対応など、ボトルネックに着目した検討、整理を行います。しかし、その場合、地震による建物・インフラの被害想定など、特定のリスクシナリオを前提にボトルネックを洗い出しているケースが多いと思われます。一方、様々なリスク事象に対応可能な BCP とするためには、特定のリスクシナリオによらず、重要業務の業務プロセスに対して、事業継続において必要不可欠な機能、経営資源を洗い出すことが必要です。

ボトルネックとしては、たとえば以下のものが考えられます。

ボトルネックの種類	例
物理的ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、設備などの使用不能（倒壊、破損、焼失等） ・電気、水、トイレ等ユーティリティの確保不能 ・道路、鉄道等の不通
業務体制・能力に関するボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ・対応可能拠点が1つのみ、担当が1人しかいない業務 ・高度な知識、固有の技術・能力等を必要とする業務
制度的ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ・契約審査等の省略、簡略化が難しい業務 ・法令等の制約を受ける業務
知識・技術・情動的ボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ・固有の情報システムに依存する業務
調達、外部協力に関するボトルネック	<ul style="list-style-type: none"> ・物流に依存する業務 ・調達が難しい原材料・部品等が存在する業務

ボトルネックを洗い出した後は、地震 BCP の策定と同様、ボトルネックに対する対策（平常時対策・緊急時対策）を検討し、対策手順を整理・文書化します。地震 BCP の策定において洗い出されていなかったボトルネックを明確化し、対策を検討・文書化することで、地震 BCP の内容を補完することができます。



本稿では、地震BCPを前提として、他のリスク事象への対応を整理し、文書化する際のポイントについて解説しました。緊急時対応においては、リスク事象の種類は異なっても対応内容が共通することも多く、マニュアルのユーザーである緊急対策本部要員や従業員の利便性に鑑みれば、マニュアルの種類が多くなりすぎることは望ましくありません。たとえば、初動対応については、「地震対応マニュアル」「水害対応マニュアル」など、リスク事象ごとに文書化するほかに、リスク事象の種類によらず内容が共通、あるいは一部の読み替えで対応可能な部分については「危機対応マニュアル」など共通マニュアルとして策定し、具体的な実施事項については、リスク事象ごとのアクションプランとして整理することも、文書体系の煩雑化を避ける上で有効です。共通ルールとして定めるべき内容と、特定のリスク事象におけるルールとして定めるべき内容を区別したうえで、対応事項の整理・文書化を進めていくことが重要です。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018